

原議保存期間	10年(令和2年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第8号、丁交企第10号
令和元年5月13日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通企画課長

子供を交通事故から守るための二次点検プロセスの推進について(通達)

先日、信号機により交通整理の行われている交差点において、右折しようとする普通乗用車と直進しようとする普通乗用車が出会い頭に衝突し、その衝撃により、直進しようとした普通乗用車が当該交差点の歩道上で信号待ちをしていた幼児等をはねる交通死亡事故が発生するなど、近時、社会的な耳目を集める交差点での車両対歩行者の交通死亡事故が続発している。

特に、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として交差点において子供が危険にさらされている現状を踏まえ、交差点における交通安全の確保に向けた道路交通環境の改善が極めて重要となっている。

この点、各都道府県警察においては、これまで「危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進について(通達)」(平成31年3月29日付け警察庁丙規発第16号、丙交企発第80号)に基づき、二次点検プロセスを推進しているところであるが、上述のような状況を踏まえ、過去5年間で子供が当事者となった交差点での重大事故のうち、一次点検により道路交通環境の改善を図ることとなったものを本年度の二次点検プロセスの対象とするとともに、道路管理者と連携し、幼稚園や保育園等に通う幼児等の安全を図る対策の必要性等について検討・実施するなど、子供を交通事故から守るための二次点検プロセスを適切に推進し、交通安全の確保に向けた道路環境の改善に取り組まれない。